

ICT を活用した新たな取組み等について

1 概要

現在、区では「葛飾区 ICT 推進計画 2016（平成 28 年度（2016）～平成 32 年度（2020）」に基づき、積極的に ICT を活用し、区民サービスの向上を図っている。

しかし、平成 28 年 3 月の計画策定から約 3 年が経過しており、計画策定時には想定していなかった技術の進展など、ICT を取り巻く環境の変化が起こっている。本計画において、平成 28 年度から平成 30 年度までの事業の進捗状況の評価や社会経済状況を考慮し、平成 30 年度に計画内容の見直しを行うこととしている。

このため、計画策定時に想定していなかった事業について新たな ICT 推進事業として取り組むとともに、既存の計画掲載事業についてもスケジュールの修正等必要な見直しを一部行う。

2 新たな ICT 推進事業の体系

別紙 1 のとおり

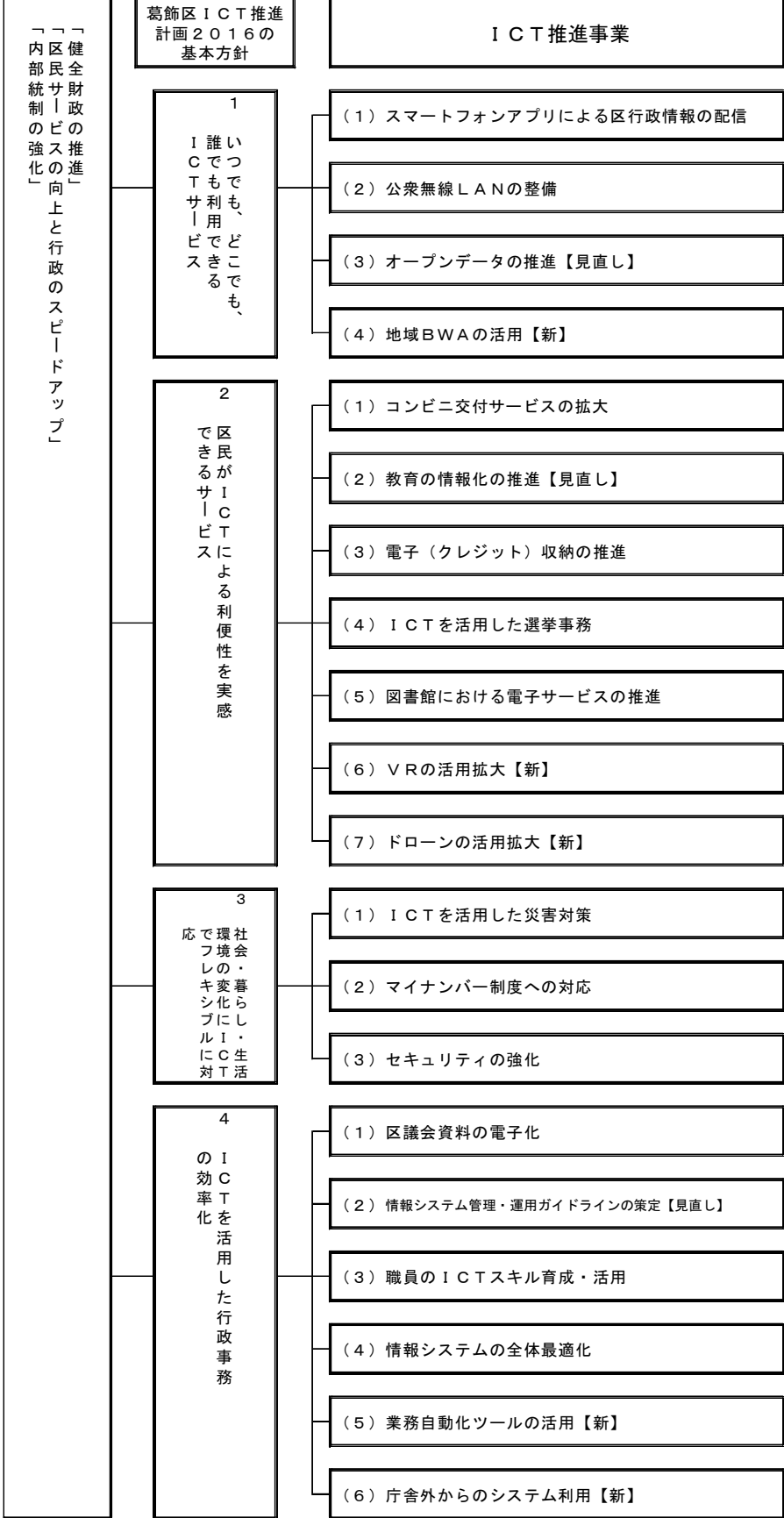
3 新たな取組み

別紙 2 のとおり

4 既存の計画掲載事業の見直し

別紙 3 のとおり

別紙 1 新たな I C T 推進事業の体系



別紙 2 新たな取組み

1 いつでも、どこでも、誰でも利用できる ICT サービス

(4) 地域 BWA の活用

○ 事業概要

地域 BWA (Broadband Wireless Access : 広帯域移動無線アクセス) とは、地域の公共の福祉の増進やデジタルディバイドの解消に寄与することを目的として、国が導入した 2.5GHz 帯の周波数の電波を用いた電気通信業務の無線システムをいいます。

地域 BWA の免許取得事業者は主に民間事業者になりますが、国は、地域 BWA 事業者に対し、区市町村と連携してサービス計画を確実に実施していくことを期待しています。

地域 BWA の特長として、他の通信が使用していない電波帯域を地域内だけで自由に使用することができるため、固定光回線並みの高速通信の実現や災害発生時などの通信輻輳時に優先接続が可能となることなどが挙げられます。

先行自治体では、地域 BWA を活用して、避難所や公共施設での公衆無線 LAN の整備、子どもや高齢者等の見守りサービス、河川監視カメラや防犯カメラの設置などの事業の実施例があります。

このため、本区においても、地域の公共の福祉の増進のため、地域 BWA を活用した新たな区民サービスの提供について検討してまいります。

○ 本事業計画に求める効果

地域の公共の福祉の増進

○ 目標

地域 BWA を活用した新たな区民サービスの提供

○ スケジュール

取組項目	平成 31 年度	平成 32 年度
民間事業者による 地域 BWA の導入	協定締結	導入
地域 BWA を活用した 事業の実施	検討・実施	

2 区民がICTによる利便性を実感できるサービス

(6) VRの活用拡大

○ 事業概要

VR (Virtual Reality: 仮想現実) とは、現実には存在しないものを実際にあるように見せることができる技術をいいます。この技術を活用することで、すでに存在しているものはもとより、これから作り出そうとしている街並みや建物などを三次元のイメージでより具体的にさまざまな角度から可視化することができるようになります。

駅前再開発や景観形成などに係る将来ビジョンの検討・合意形成・区民への説明・プロモーションにおいては、現況の街並みが将来的にどのように変化するのか、実際に住む人・活動する人の視点でイメージを共有することが重要です。

これまで区では、パースや立体模型などを用いて区民等との将来ビジョンの共有を図ってきましたが、VRの活用により、街づくり等に係る将来ビジョンをより具体的なものに可視化し、さまざまな角度からプロジェクトが確認できるようにすることで、区民等とのイメージ共有・合意形成のさらなる促進を図ります。

本区では、平成30年度にVRを導入し、区全域の地形データを作成するとともに、新小岩公園、柴又帝釈天参道、金町駅北口、立石駅北口・南口及び立石連続立体交差の現況・将来計画モデルデータを作成いたしました。今後も、街づくり等を進めるために必要な地区について、将来計画モデル等のデータの作成を行います。

また、街づくりのほか、観光や防災などのさまざまな分野においてもVRを活用することで、観光振興の推進や地域住民の防災意識向上などを図ります。

○ 本事業計画に求める効果

- ・イメージの可視化による迅速な意思決定及び合意形成
- ・観光振興の推進
- ・地域住民の防災意識向上

○ 目標

- ・街づくりにおけるVRの活用
- ・観光や防災などの分野におけるVRの活用

○ スケジュール

取組項目	平成31年度	平成32年度
街づくりにおけるVRの活用	検討・拡大	
観光・防災分野等におけるVRの活用	検討	

2 区民がICTによる利便性を実感できるサービス

(7) ドローンの活用拡大

○ 事業概要

ドローンとは、飛行機、回転翼航空機、滑空機、飛行船であって構造上人が乗ることができないもののうち、遠隔操作又は自動操縦により飛行させることができるもの（200g未満のものを除く。）をいいます。いわゆるドローン（マルチコプター）、ラジコン機、農薬散布用ヘリコプター等が該当します。

国においては、平成30年6月に「空の産業革命に向けたロードマップ2018」が経済産業省から公表され、官民一体となって今後のドローンの利活用における協議が進められています。

先行自治体では、ドローンを活用して、災害時の被災状況把握及び避難者誘導、物資輸送や設備点検、観光PR動画撮影などの実証実験が行われています。

本区では、平成29年度から総合防災訓練において、民間事業者と協働し、ドローンを使い訓練の様子を空撮しております。

ドローンは、災害対応や物資輸送、設備点検、観光振興など、さまざまな場面において活用できる可能性があるため、今後も活用の拡大について検討していきます。


○ 本事業計画に求める効果

- ・災害対応力の強化
- ・点検業務等の効率化
- ・観光振興の推進

○ 目標

災害対応や物資輸送、設備点検、観光振興などの場面におけるドローンの活用

○ スケジュール

取組項目	平成31年度	平成32年度
ドローンを活用した事業の実施	検討・拡大 	

4 ICTを活用した行政事務の効率化

(5) 業務自動化ツールの活用

○ 事業概要

RPA（ロボットによる業務自動化）とは、これまで人間が手作業で行ってきた仕事について、あらかじめプログラミングしたソフトウェアロボットに代行させることにより、業務の自動化や効率化を図るものをいいます。

OCR（紙帳票の電子化）とは、スキャナなどの読み取り装置を用い、申請書等の紙文書の文字を読み取り電子データ化することにより、これまで手入力していた作業を省き、業務の効率化を図るものをいいます。他自治体においては、OCRを活用した窓口における申請書の自動作成システムなども導入されています。

AI（人工知能）とは、人間と同様の知能を実現させるための技術をいいます。AIを活用した一例としてチャットボット（AIが自動で質問に回答するシステム）が挙げられます。他自治体においては、AIによる道路損傷度の自動判定の実証実験や自動翻訳技術を活用した言語の多言語化などが行われています。

会議録作成システムとは、会議や議会の発言について、システムを用いて自動的にテキスト化し、議事録作成の負担やコスト削減を図るものをいいます。

本区では、RPA及びOCRのほか、AIを活用したツールや会議録作成システムを加え「業務自動化ツール」として定義いたします。

RPAについては、税務署へ提出するための源泉徴収データの入力業務において、平成29年度に実証実験を行い、平成30年度に本格導入いたしました。また、保育園等入園申込業務等において、RPA単独だけでなく、OCRと組み合わせることにより、紙の申請書の記載内容をデジタルデータ化したうえでシステムに入力することまで自動化いたしました。今後も引き続き適用業務を拡大することで、入力業務の短縮化や正確性の向上により業務の効率化を目指します。

また、AIについても、平成30年度に庁内の職員向けパソコンヘルプデスク業務に係るチャットボットの実証実験を行ったところであり、今後区民向け問い合わせ業務でのチャットボットの活用を検討していきます。あわせて、保育所の入所選考における割り振りを自動的に行えるAIを用いたマッチング技術の活用を検討していきます。

こうした技術の活用により、より一層業務改善を推進して、職員を反復する定型業務から解放し、区民と直接触れ合う相談業務などの職員にしかできない業務に特化させるとともに、区民サービス提供分野においても積極的に活用し、区民サービスの質的・量的向上に繋げていきます。

- 本事業計画に求める効果
 - 区民サービスの質的・量的向上
- 目標
 - ・ 定型業務の自動化による業務改善の推進
 - ・ 区民サービス提供分野におけるA I等の活用
- スケジュール

取組項目	平成31年度	平成32年度
R P A ・ O C R 活用業務 拡大の検討・推進	検討・拡大	
A I 活用業務の 試行・検討・実施	試行	検討・実施
会議録作成システムの 試行・検討・実施	試行	検討・実施

4 ICTを活用した行政事務の効率化

(6) 庁舎外からのシステム利用

○ 事業概要

本区では、区内各所で行われているイベント等の情報をいち早くお伝えするため、庁舎外から区公式のツイッターやフェイスブックの更新を行っています。このように、庁舎外からシステムを利用できることは、意思決定・情報伝達の迅速化などに繋がります。

一方、現在、区の決裁手段として、文書管理システムや財務会計システム、庶務事務システムなどを活用しています。これらは、事務の効率化や簡素化、迅速化などに非常に有効的です。しかし、決裁権者が出張先などシステムを利用できない環境にいる場合、システムを用いた決裁ができません。

そこで、Windows7のサポート終了に伴うWindows10 端末への更改に伴い、セキュリティレベル等を向上させるため、パソコンを仮想的に利用し、端末へのデータの保存を制限する「仮想デスクトップ化」を実施する予定ですが、あわせて、セキュリティ対策に配慮したうえで、管理職向けに庁舎外から文書管理システムや財務会計システム、グループウェアなどが利用できる環境を整備し、出張先などから決裁を行うことで、意思決定のさらなる迅速化を図ります。

また、今後、導入の効果を検証したうえで、導入範囲の拡大について検討してまいります。

○ 本事業計画に求める効果

意思決定のさらなる迅速化

○ 目標

セキュリティを確保した上での庁舎外からのシステム利用

○ スケジュール

取組項目	平成31年度	平成32年度
管理職向け 庁舎外システム利用	構築	導入

別紙 3 既存の計画掲載事業の見直し

1 いつでも、どこでも、誰でも利用できる ICT サービス

(3) オープンデータの推進

ア 見直し理由

平成 30 年 11 月、東京都は、都における ICT 利活用の今後の展開を示した「東京都 ICT 戦略（平成 29 年 12 月策定）」を官民データ活用推進基本法（平成 28 年法律第 103 号）で都道府県に策定が義務付けられている「官民データ活用推進計画」に位置付けることとした。

これに伴い、東京都から、データ利用者の負担軽減を図るため都内全自治体が共通の形式で公開すること及び自治体の境界に捉われないサービスの実現のため「東京都オープンデータカタログサイト」に登録することというオープンデータの活用方針が正式に示されたため、本区のオープンデータの推進に係る計画の見直しを行う。

あわせて、「葛飾区 ICT 推進計画 2016」を官民データ活用推進基本法において策定が努力義務とされている葛飾区における「官民データ活用推進計画」に位置付けることとする。

イ 見直し内容

○ 事業概要

旧	新
<p>オープンデータとは、機械判読に適したデータ形式で、営利目的も含めた二次利用が可能な利用ルールによりインターネット上で公開する公共データをいいます。</p> <p>オープンデータは、国や地方公共団体などの「官」と地域住民や企業などの「民」が一体となって利活用を促進することにより、地域住民などへの新たなサービス展開やビジネスの創出など、地域社会・経済の活性化に繋がるものと考えられています。</p>	<p>オープンデータとは、機械判読に適したデータ形式で、営利目的も含めた二次利用が可能な利用ルールによりインターネット上で公開する公共データをいいます。</p> <p>オープンデータは、国や地方公共団体などの「官」と地域住民や企業などの「民」が一体となって利活用を促進することにより、地域住民などへの新たなサービス展開やビジネスの創出など、地域社会・経済の活性化に繋がるものと考えられています。</p> <p><u>平成 30 年 11 月、東京都は、都における ICT 利活用の今後の展開を示した「東京都 ICT 戦略（平成 29 年 12 月策定）」を官民</u></p>

<p>今後、施設一覧や地図情報など、オープンデータ化する対象のデータを検討し、順次、<u>区公式ホームページへの公開を進めていきます。</u></p>	<p><u>データ活用推進基本法（平成 28 年法律第 103 号）で都道府県に策定が義務付けられている「官民データ活用推進計画」に位置付けることとしました。</u></p> <p><u>本区においても、東京都官民データ活用推進計画の方針に基づき、平成 30 年度に区内の公衆無線 LAN 整備箇所に係る情報を「東京都オープンデータカタログサイト」へ公開いたしました。</u></p> <p>今後、施設一覧や地図情報など、オープンデータ化する対象のデータを検討し、<u>データ利用者の負担軽減及び自治体の境界に捉われないサービス実現を図るため、都内全自治体共通の形式によりデータを作成したうえで、順次、東京都が運営する「東京都オープンデータカタログサイト」への公開を進めていきます。</u></p> <p><u>なお、本計画を、官民データ活用推進基本法に基づく「葛飾区官民データ活用推進計画」に位置付けることとします。</u></p>
---	---

○ 目標

旧	新
<u>区公式ホームページへのオープンデータの公開</u>	<u>都内全自治体共通形式による東京都オープンデータカタログサイトへのオープンデータの公開</u>

○ スケジュール

	旧					
	取組項目	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
オープンデータの推進	検討	区公式ホームページへのオープンデータの公開				
オープンデータの研究	国や他自治体のオープンデータの動向調査・研究			オープンデータ活用検討		
新	新					
	取組項目	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
オープンデータの推進	検討	カタログサイトへのオープンデータの公開				
オープンデータの研究	国や他自治体のオープンデータの動向調査・研究			オープンデータ活用検討		

2 区民がICTによる利便性を実感できるサービス

(2) 教育の情報化の推進

ア 見直し理由

平成30年度に策定される「葛飾区後期実施計画（平成31（2019）年度～平成34（2022）年度）」及び「かつしか教育情報化推進プラン（平成31（2019）年度～平成35（2023）年度）」との整合を図るため、本計画内容について全面的な見直しを行う。

イ 見直し内容

○ 事業概要

旧	新
<p>学校教育において、これからのグローバル社会をたくましく生き抜く人材（グローバル人材）を育成することが求められています。</p> <p>グローバル人材に必要な資質や能力を育成するためには、主体的に学び、自らの疑問について深く調べ探究することや、他者とともに発表や協議をし、意見の統合を行うなど「主体的・探究的・協調的な学び」への転換が必要です。</p> <p>このような学びを構築していくため、ICTの活用は学習手段及び学習環境として一層重要な要素となります。</p> <p>本区においても、学習者用端末などのICT機器を段階的に導入し、さまざまな教育活動で活用することで、グローバル人材の育成を図っていきます。</p>	<p>グローバル化や情報化など急激な社会的変化の中で、未来の創り手となる子どもたちが、これからの時代に求められる資質・能力（主体的に学習に取り組む態度や互いのよさを生かして協働する力など）を確実に備えることができる学校教育を実現するため、学校におけるICT環境の整備や授業及び校務におけるICTの活用等、教育の情報化の推進を図ります。</p> <p>なお、教育の情報化の推進に向けて、学校と教育委員会が考え方や方向性等のビジョンを共有し、一体となって取り組んでいけるよう、「かつしか教育情報化推進プラン」を策定しました。</p> <p>具体的な内容については、区公式ホームページをご覧ください。</p> <p>http://www.city.katsushika.lg.jp/information/1000084/1006015/1020390.html</p>

○ 本事業計画に求める効果

旧	新
・ICTを効果的に活用した「わかりやすい授業」の実現	これからの時代に求められる資質・能力を確実に備えることがで

<ul style="list-style-type: none"> 一人ひとりの能力や特性などの「個に応じた学び」の実現 「主体的、探究的、協調的な学び」の創造 21世紀型スキル（グローバル社会を生き抜くために必要とされる能力）の育成 	きる学校教育の実現
---	-----------

○ 目標

旧	新
<u>グローバル人材の育成</u>	<ul style="list-style-type: none"> 新しい時代に必要となる資質・能力を育む、ICTを活用した「主体的・対話的で深い学び」の実現 教員のICTを活用した指導力の向上 校務の効率化による児童・生徒と向き合う時間の創出 教育情報セキュリティの確保とシステムの最適化

○ スケジュール

旧	取組項目	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
	学習者用端末を活用した教育活動	研究・検討	実施			
	指導者用デジタル教科書を活用できる環境構築・整備	構築・整備・一部実施		実施		
	学習者用端末の導入（中学校）	検討	導入			
	学習者用端末の導入（小学校）	検討		導入		
新	取組項目	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
	学習者用端末を活用した教育活動	研究・検討	実施			
	指導者用デジタル教科書を活用できる環境構築・整備	構築・整備・一部実施		実施		
	学習者用端末の導入（中学校）	検討	導入	拡張整備検討		
	学習者用端末の導入（小学校）	検討		導入	拡張整備検討	
	学校教育総合システムのリプレイス				入れ替え	運用
	行政系システム基盤（インフラ統合基盤）へのサーバ統合				構築	運用

4 ICTを活用した行政事務の効率化

(2) 情報システム管理・運用ガイドラインの策定

ア 見直し理由

平成28年度に改定作業を行った「構築編」について、システム構築のスケジュール（2か年構築）に合わせ、当初予定の1か年ではなく、平成29年度及び30年度の2か年をかけて試行・検証することとしたため、スケジュールの見直しを行う。

また、「運用・保守編」について、「構築編」の試行により抽出された課題を反映する必要があるため、「構築編」のスケジュール変更に合わせて、後続となる「運用・保守編」の改定作業についてスケジュールの見直しを行う。

あわせて、「運用・保守編」を試行・検証する場合、システムライフサイクルの期間（1サイクル5年ないし8年）が必要となることから、「運用・保守編」は試行・検証の期間を設けず、実運用のなかで改善していく方針としたため、スケジュールの見直しを行う。

イ 見直し内容

○ スケジュール

	取組項目	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
旧	調達ガイドライン「構築編」の改定	改定作業	試行・検証	本改定・運用		
	調達ガイドライン「運用・保守編」の改定	調査・研究	改定作業	試行・検証	本改定・運用	
	調達ガイドラインの定着	研修				
	システム監査の実施	実施				
新	調達ガイドライン「構築編」の改定	改定作業	試行・検証		本改定・運用	
	調達ガイドライン「運用・保守編」の改定	調査・研究	改定作業	本改定・運用		
	調達ガイドラインの定着	研修				
	システム監査の実施	実施				